

障害者自立支援法の見直しに関する意見書

今年4月から障害者自立支援法が施行されましたが、障害者に対し大きな影響を及ぼしております。

利用者負担増により、やめていく施設利用者が全国的にも増えております。また、事業所においても、あまりにも低額な新体系による報酬基準により、運営に支障を及ぼしており、存続が困難な事業所も出てくる懸念があります。

さらに、障害基礎年金から定率負担として徴収することは、納税能力のない障害者をも「皆で支える」として支える側に巻き込み、障害者の生活に深刻な不安を生じさせることになっております。

よって、国会及び政府並びに県におかれては、障害者の生活の安定を図るとともに、障害者が安心して福祉サービスの利用ができるように、次の事項について見直されるよう、強く要望します。

(国会及び政府)

- 1 障害者とその家族の生活安定のため、障害者自立支援法の世帯収入による定率負担を本人のみの収入によるものとし、障害者の実態にあった負担軽減策をさらにきめ細かく検討し拡充すること。
- 2 精神障害者の治療に欠かせない通院医療費公費負担制度を従前の負担率に戻して、医療の充実を図ること。
- 3 報酬単価の設定を従来の月額方式に戻すこと。また、新体系による単価、報酬の基準は低過ぎ、サービス提供職員の配置基準は従来のものと整合性がないので基準を見直すこと。
- 4 精神障害者社会復帰施設及び小規模通所授産施設等運営費の国庫補助金を一律25%削減する方針を改め、もとどおりの財源を確保すること。
- 5 小規模作業所が地域活動支援センター事業に移行しやすくなるよう、また、経営が安定するように大幅な緩和策を講ずること。
- 6 障害基礎年金額を引き上げることで所得保障となるようにすること。

(県)

- 1 障害者自立支援法施行後の実態調査を継続して行い、公表すること。
- 2 施設・居宅サービス利用者の負担する利用料が半減する程度の軽減措置を検討し手当てすること。
- 3 精神障害者に対して、身体、知的障害者と同様に重度心身障害者医療費助成制度(県障)を適用すること。
- 4 地域活動支援センター事業の補助金が、現在の心身障害者通所援護事業の補助金を下回らないよう県として継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成18年12月25日

長岡市議会議長 大地正幸

(あて先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、新潟県知事